

國方敬司著

『中世イングランドにおける

領主支配と農民』

朝 治 啓 三

本書は國方氏の既発表論文とそれらを総括する書き下ろし論文とから構成されている。

第一編では以下の実証研究が、國方氏の全体構想の中でどのように位置付けられるかが示されている。それは簡単にいえば、一〇一四世紀イングランドの隸農制のコモンローの中での意義を確定しようという試みである。領主支配の總体的構造を説明しようとする國方氏の結論を先取りして言えば、次のようになる。隸農の生活は領主権や村ないしマナ（莊園）の慣習によって規定されているのと同時にコモンローによっても大いに影響されていた。大抵の場合隸農はコモンロー体系の外に置かれて、ほとんど法的権利を持たなかった。しかし現実にはマナの慣習などによって、隸農の生活は守られている場合もあった。従って中世イングランドにおける領主による農民支配の總体的構造を明らかにするためには、領主権やマナの慣習によって規定される水準と、コモンローによって規定される水準との二つの基準で考察されねばならない。

第二編「地域支配の構造」は「本書を構成する基幹部分」として位置づけられ、南英ウィルトシャーの北辺ハイワース・ハンドレドにおける地域的支配の構造の解明が目指されている。当時、州（カウンティ）の下に位置づけられる行政区分であったハンドレドは、一三世紀末の時点で六二八あったが、そのうち三五八は私領化され、ハンドレド領主による地域支配の基礎となっていたと言われている。第一章「Highworth ハンドレドとハンドレド領主」では、一〇世紀のドゥムズデイ・ブック以後、一二九四年までの当該ハンドレドとその領主権の系譜とが、辿られている。いくつかの点は史料分析の土台となるもので指摘しておく。

①一三世紀初めまでに Sevenhampton の土地は役務保有権に基づいて、財務府の管理官によって保有されるようになっていたが、一二七六年に Adam de Stratton は彼が会計係として奉仕していたオウマル伯未亡人 Isabella から、その役務共々 Sevenhampton の土地を与えられた。② Sevenhampton マナは Highworth ハンドレドのハンドレダル・マナ（ハンドレド内の諸マナのうちの、その領主がハンドレド裁判権を有するマナ）であった。③領主である Adam の家系は「取り立てて述べるほどの家柄ではない」し、このハンドレド内に彼が獲得した「土地の規模、あるいは地代の額は大したものではない」。第二章「ハンドレド裁判集会——その制度と機能——」。ハンドレド裁判集会については、わが国ではこれまでのところ、裁判集会の実態やその役割・機能などについてのまとまった研究はなされていないというのが現状であろう。著者のこの度の研究はこの空白を埋める試みとして評価されるべきである。氏は史料をして語らしめる方法によつ

て、集会の外観を明らかにしていく。その結果、Lowday はリート裁判所として機能していたとか、判決を下したのは特別の裁判官ではなく、参集者全員の権限によるものであったとかの事実が判明する。著者の論旨にとって重要な指摘は十人組長に関するものである。十人組はマナを単位として構成されることもあるが、件数で見ると村を単位とする例のほうが多いこと、また十人組長は選挙ではなく、マナ領主ないしそれに類似した者によって任命されたことなどが実証されて、その後の論旨展開の際に活用されている。次にハンドレド裁判集会の判例が分析され、そこから読みとり得る事実に基づいて著者は、ハンドレド裁判集会は地域社会の法と平和を保証するための集会であったという結論を下している。

第三章「ハンドレド支配と村支配」は本編の中核をなす章である。ハイワース・ハンドレドは教ある私領ハンドレドの一つであるから、「特権領における権力構造を闡明するには恰好の対象である」という認識が、著者の論旨の前提となる。まず当ハンドレドにおける「領主的土地所有者」をリスト・アップし、そこから複数領主による一村分有という状態が多くみられたことを読みとる。また他を圧倒するほどの規模で土地所有をする者がいないことを考え合わせると、このハンドレドには一村を一円的に支配する領主は存在していなかったと推定される。これに対してハンドレド領主の支配はほぼ一円的であり、その支配領域は一個の特権領域と観念されていたと著者は言う。またハンドレド領主による一円の支配を成立させていたのは、彼が国王行政の代行をしていたという事実に基づくのではなく、別の理由のあったことが示唆され

ている。それは何か。幾つかの興味ある事実が指摘される。例えばハンドレド領主役人の職務の重点は執行よりも行政指導ないし監督の方であった。またハンドレド領主がすべての農民を直接支配していたのではなく、その支配権はマナ領主によって行使されていた。さらにはハンドレド裁判集会で働くべき十人組長はハンドレド領主からの保有民ではなく、彼らを任命したのはそれぞれの十人組長の領主にあたる在地領主であった。これらのことから著者は、十人組長を媒体として在地領主とハンドレド領主との共働関係が成立し、そうした関係を桿杵としてハンドレドの一円の支配が成立していたのであり、他方、一村多領主制の下、領主権の行使において互いに競合していた在地領主たちは、「ハンドレド領主の権力に依存しつつ」(一四四頁)、それぞれの村支配の権力を確保したと把握するのである。論理的には著者の説明は一応の説得力を持つのであるが、十分に実証されたといえるかどうかは議論の余地がある。例えば一村多領主という状況の下では、必ず著者の想定するようなハンドレド領主による一円の支配が成立するのであるか。一村多領主という状況を引き出すために著者が用いた史料は一二四〇年代初めの調査記録である *Book of Fees* であるが、ハンドレド領主たちの競合関係を導きだした史料は一二七五年以後の裁判記録である。時間のずれは考慮せずともよいであろうか。

第四章「ハンドレド支配と収取体系」は、ハンドレド領主の支配権の特性がその収取のあり方にいかに反映されているかを探ることによって前章を補完している。著者によれば、「ハンドレド領主の支配に固有の貢租」は「フランクプレジ査察の際に徴取さ

れた人頭金であった」。まう一つ、「この時期のハンドレド支配体系系にとって根幹をなす」収取体系に属す賦課の一つとして、エイル醸造税Ⅱ営業税があげられている。さらにはハンドレド領主が蔽市や州市の開催許可を得ており、屋台の賃貸料、市場税を取り立てていたことは、商品流通に吸着しつつ農民の生産剰余を収奪していた例とみなされ、こうした貢租や税の収取は、一円支配を實現していたハンドレド領主ならではの行為として評価されている。

第二編における著者の論旨をこのように把握した上で、評者としての務めを果たすことにしよう。評者の旧稿（「十三世紀ダラムの巡回裁判」『史林』六二―二、一九七九年及び、「十三世紀ウィルトシアの世俗領荘園」『史林』六三―四、一九八〇年）に対して著者は批判を加えられたので、まずそれらに応答するのが私の責務であろう。最初の批判は Isabella de Fortibus から Sevanhampton のマナが Adam de Stratton に引き渡された日付は何時かという点に関するもので、評者の旧稿では一二七三年とみなされているが、著者は一二七六年一月六日であるとの見解を示された。財務府官職の移転についての史料は *Ancient Deeds* であり、国王による追認証書の史料は *Charter Rolls* であることを著者が明記しているので、この日付には議論の余地がなく、評者の旧説は根拠薄弱であることを認めざるを得ない。ただ少しつけ加えるならば、この日付に関しては研究者の間で意見の一致を見ている訳ではない。例えば Denholm-Young は一二七六年一月四日とみなしている（*Seigniorial Administration*, App. VI）¹⁾、M. W. Farr は同年一月二日とみなしている（*Accounts and*

Surveys, xvi）。しかも Farr は会計記録の文言から判断して、Isabella が Adam にマナの possession を引き渡したのは一二七六年以前であろうと推測している（*Ibid.*, n. 2）。評者はこの考え方を採用していた。いずれにせよ具体的な引き渡し日を確定することは、現時点では困難であろう。

拙稿に対する著者の第二の批判は、ダラム司教領で実施された巡回裁判の記録が特権領の権力構造分析に有効か否かをめぐるのである。國方氏によれば、バラチン伯という極めて高級な特権を持つダラム司教の「巡回裁判の記録は、教ある特権領の権力構造を明らかにする目的で用いるべき史料」とはいえず、拙稿が述べているような「最上層から最下層にいたるまで、あらゆる封建的土地保有権を整理すべき統一権力を封建的土地保有者が設立して維持していた」といった主張は、「ダラム司教領には当てはまるとしても、教ある特権領にはとうてい妥当しえまい」として、批判された。確かに国王からの授権という視点からみれば、バラチン伯であるダラム司教の特権が他の特権領主のそれよりも高級な特権であると思なされるべきなのを言うまでもない。しかしダラム司教領内で司教権力が果たしていた役割は、そのような国王からの授権という事実のみで説明し尽くせるものではない。その役割の実態を示す史料としては巡回裁判記録がふさわしいのではないか。別の言い方をしよう。ダラム司教自身は司教領全域を自己の軍事力のみで支配していた訳ではないし、またイングランド全体の軍事力の階層的編成がダラム司教権力を完全に裏打ちしていた訳でもない。この状況の下でダラム司教権力が強力な地域支配権を行使し得た理由は大きく言えば二つある。一つは上述の

ように國王による授權、もう一つは司教領内の封建的土地保有者による地域内権力とでも呼ぶべき権力を設立しようとする暗黙の合意である。巡回裁判の判例はこの合意を前提になされたと思われる事例や状況を伝えている、というのが私の旧稿での主張である。そしてこれら二つの理由によっていわば地域内的な権力が存立していたという状況は、ドラマ司教領以外の特権領でも程度の差はあれ当てはまるのではないかと考えたのである。特権領の権力構造を分析する際に、國王からの授權という側面のみ注目しなければならぬ理由はないし、制度史的分析では明らかに出来ない面も存在するであろう。

次に、著者のハンドレド裁判文書分析の内容について疑問点を指摘し、いささか論評を加えたい。①当ハンドレド裁判集会の参集義務者について、氏はウェストミンスター条款の規定にも拘らず全保有者に参集義務が課されていたと述べておられる(六二頁)が、ウェストミンスター条款は、一二六五年にイウシャムの戦いで改革派が敗れた直後に、國王によって廃棄されたから、根拠とすべき規定があるとすれば、むしろ一二六七年のモールバラ法、あるいは一二八五年のウィンチェスタ制定法であろう。②ハンドレド領主と在地領主との関係は調和的ではなかったとして、一〇余件の在地領主による裁判権の要求があったことを例示しておられる(一九九頁)。しかし著者が注記された裁判文書の箇所を再読した限りでは、氏自身が認めておられるように「さしあたって特定の訴訟に関する審理権」がマナ法廷に属すべきであることが判明するのみであって、「リート裁判権をめぐって確執のあったこと」と(同頁)までを読みとるのは少し困難なのではないだろうか。

③ハンドレド領主による「一円的支配の成立根拠は、在地諸領主の権力基盤の狭隘性を前提として、いかなる社会にあってでも要求される治安・法秩序を維持するという、きわめて政治的な課題を果たしていた」(一一七頁)と述べておられるが、ハンドレド領主権が果たしていた役割は、「治安・法秩序の維持」が主たるものであったのだろうか。公共的機能だけが公的権力の任務なのだろうか。④「ハイワース・ハンドレドにあっては・・・フランク・ブレジ巡察権は、ハンドレド内の秩序を維持する機能を十分に果たしていた」(一三四頁)と言いつつ、切ってしまうのだろうか。氏の挙げられた例は人頭金が徴収されていたということを示しているのみであって、治安や秩序が維持されていたか否かはこの史料だけでは判明しないのではないか。

次に第三編「マナ支配と農民生活」に移ろう。オクスフォード大学のマートン・コレッジが領有するオクスフォードシアの小村 Cuxham に関して、P. D. A. Harvey が編纂した史料 *Manorial Records of Cuxham, Oxfordshire, c. 1200-1350, Historical Manuscript Commission, HMSO, 1976* を分析したものである。当マナに関しては既に編者 Harvey による研究書が存在するが、著者はそれとは異なり、領主制の総体的把握を目指す視点から分析されるのである。

まず第一章「農民の生活水準についての論争史」では、「Cuxham の一四世紀前半におけるマナ支配と農民の関係を、農家経営の再生産なる観点から」検討している。次いで第二章「農民の土地保有とマナ支配」では、当マナにおける農民の相続慣行は一子相続ではあったが、被相続者亡き後まず土地を保有したのは長

男ではなく寡婦であったことが実証される。次いで自由保有地、隸農保有地、小屋住農地の三種の保有態別に、一二七九年から一三五二年までの期間を三期に分けて追跡調査が試みられている。第三章「農民の階層序列と生産活動」では、一二九五—一三二八年の期間には、標準規模保有農たちの中には経済的な面で余り格差がない」（一八四頁）が、マナの役職についた農民を追跡調査すると、有力家系が生じつつあったことが判明する。第四章「黒死病襲来前のマナ支配と農民生活」では、第二、第三章で得られた事実が検討される。当マナでは寡婦はその夫の死亡時にはエントリ・ファインを支払うことなくその保有地を引き継ぎ、それを手放さないまま再婚し得たが、それによって一時的には出費を免れ得たものの、前夫の子の保有地相続は遅れざるを得なかった。その結果その子の結婚が遅れ、その子孫の誕生も遅れることになり、マナの労働力増加に支障をきたしたのではないかと推測しておられる（二一五、二二六頁）。農民収奪は三重に行われた。まず「国王による課税は農民の生産余剰を徹底的に吸い上げる役割をはた」（二二三頁）し、教会の「十分の一税は国王の臨時課税よりもはるかに苛斂誅求の度が強かった」（二二三頁）。そのうえマナ領主による「エントリ・ファインとヘリオトの納付は標準保有農にとっては毎りがたい負担であった」（二二七頁）という。標準保有農の所持品目録を見ると、蓄積すべき余剰は殆ど無かったようであり、そのうえ領主権が強いために隸農保有地の分割、売却が妨げられて、有力農民が経営面積を拡大することが困難であった（二四六頁）。その結果、第五章「黒死病襲来後のマナ支配と農民生活」で述べられているように、領主のマナ経営が破綻

すると、それまで抑えられていた農民の間の格差は拡大することになった。

疑問点を挙げておこう。①表Ⅲ—3（一六三頁）の Native 欄の2番目の人物と、Cotereili の1番目の人物は同姓同名であるが、同一人物なのか、それとも別人として扱うべきなのか。またこの表と、史料（MRC）の六五六—五九頁、No. 一一七とを比較すると Cotereili の一名 Henry le Drynar が抜け落ちているのではないだろうか。②表Ⅲ—7（一八二—三頁）は、史料（MRC）の七一—一六頁に収録されているリストに基づいていると思われるが、出所が示されていない。仮にこのリストであるとなると、著者の表と数字の異なる箇所がある。

第四編「中世イングランドにおける領主支配の構造」は第二、第三編を統一して把握するために、新たに書き下ろされたものである。まず第一章「領主支配についての学説史」において、領主制と共同体規制との関係をめぐる学説史が概観されている。共同体と領主制とは別個の存在であると説く藤原浩説以外、殆ど全ての論者は両者の密接な関係を指摘してきた。次いで、領主制と共同体規制との関係をハイワース・ハンドレドの例に即して考察したのが、第二章「中世イングランドにおける領主支配の構造」である。コスミンスキの指摘によればマナと村落の一致する例は、ハンドレド・ロールズに収録された事例の四五パーセントにすぎない。著者が上記の藤原説に共感を示される理由はここにある。一つの村が複数の領主によって支配されている場合の方が多いことになるが、國方氏はこれを「在地型領主の基本的な支配形態であった」（二八〇頁）とみなされる。一方ヨーロッパ大陸の領主制

を説明する際に用いられる二つの概念、すなわち土地領主制と裁判領主制をイングランドにも適用して、マナ領主の支配が土地領主制を根幹とするものであるとし、またハンドレド領主の支配を裁判領主制と規定している(二八一、二八三頁)。この他一三世紀イングランドには、農民の人格的隸属、土地への緊縛という形の領主制も残っていたと総括されている(二八六頁)。最後に考古学の成果をも援用されつつ、イングランドにおける領主制の形成過程の推定モデルを示しておられる。

以上、第四編の梗概を紹介した。疑問点を記しておく。①一つはマナ領主権とハンドレド領主権との関係についての疑問である。著者は、「ハンドレド裁判集会は、犯罪や被疑者にかんする情報伝達ないし交換の場となりえた」(二八七頁)ものとみなされている。他方「村落リート裁判集会ではそのような機能をはたし得なかった」(二八七頁)のであるが、その理由は、ハイワース・ハンドレドのように一村多領主制のもとでは、村支配の権力を「在地領主にとっては自己の狭隘な権力では成立させる」ことができなかつた(二八二頁)からであるという。「領主が領主としての存在を貫徹させるためには、土地と人とを結合させ、一定の剰余生産を実現させることが最低限の条件である」(二九五頁)というのに、そのように狭隘な権力しか持たない在地領主はどのようにして存立し得たのだろうか。著者は、ハンドレド領主権の「支配の核心は諸村の治安と秩序を維持するという政治的課題」(二八二、二八三頁)であるとみなしておられるが、ハンドレド

領主権の機能はそれだけではなく、在地領主の階級的支配権をも補強したと考えざるを得ないのではないだろうか。②領主に農民支配と収奪を可能にする条件である土地緊縛や人格的支配は、単に過去の「遺制」(二八六頁)とみなしてしまつてよいのであろうか。一三世紀のマナ法廷やハンドレド裁判集会の判例にはこれらに關わる事例を見いだし得るのではないか。ハンドレド裁判集会は単に「情報伝達ないし交換の場」として存在したのではなく、個々の在地領主による農民支配・収奪を可能にする権力としても機能していたと思われるが、如何であらうか。③本書の締めくくりに當たる箇所、著者本来の課題である「領主権力の總体的構造」(二七〇頁)の具体的イメージを示し、その中で国家権力や教会が占める位置、果たす役割に言及されれば著者の意図はよりよく理解されたであらう。

國方氏は常に私の前を進んでおられる。お互いの存在に気づかぬまま、偶然にも同じ史料を扱った論文をほぼ同じ時期に公にしていたことを後で知り、数々の御教示を賜つた。英國ウィルトンアの地方史協会にともに所属し、ほぼ同じ時期に英国に留学した。しかし研究の進度は大きく異なっていたのだ。本書が出版されるのを知ったときの衝撃は言葉に表し得ないほどであった。評者としての務めを果たすため礼を失ふことがあつたかも知れない。御寛恕を願うのみである。

(A5判 六十三三頁 一九九三年二月 刀水書房 八〇〇〇円)

(神戸女学院大学文学部教授)